

一 印鑑登録の手続き方法 一

本人が窓口に来た場合

① 本人確認書類方式《即日登録可能》

※ 本人確認書類を持参の場合



◆本人確認書類とは…

- ① 運転免許証や住基カードなど顔写真付きの証明書の場合は1点確認
- ② 健康保険証・年金手帳・福祉医療受給者証など顔写真なしの公的証明書の場合は2点確認
- ③ ②が2点ない場合は、②の証明書を1点と、法人等により発行された氏名の記載がある書類を1点確認

② 保証書方式《即日登録可能》

※ 本人確認書類がない場合



◆保証書とは…

印鑑登録申請者が本人であることを、本町に印鑑登録をしている方に保証していただくもので、これには保証人の署名及び印鑑登録印の押印が必要です。(用紙は町ホームページでダウンロードまたは役場1階③④⑤窓口でお渡します。)

③ 照会書方式《即日登録になりません。郵送による照会のため数日かかります》

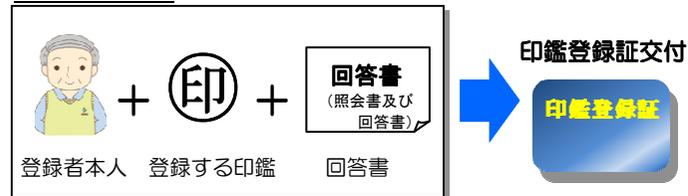
※ 本人確認書類がなく、保証人もいない場合

〈1度目の来庁：申請〉



照会書及び回答書を自宅に郵送します

〈2度目の来庁：登録及び印鑑登録証の交付〉



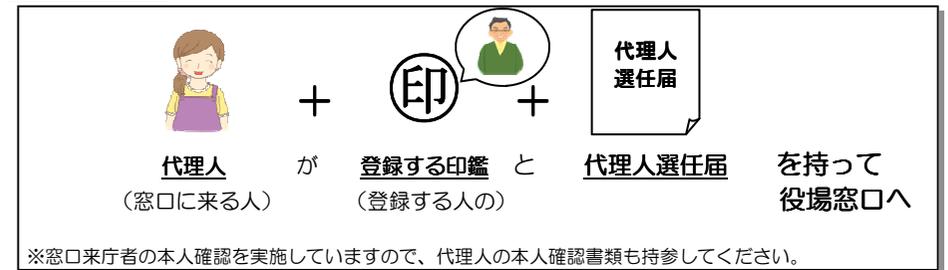
代理人が申請するとき —本人が窓口に来られない場合—

◎ 印鑑登録申請をしたい本人が、病気、その他やむを得ない事由で来庁手続きできないときは代理人によって登録の申請ができます。

ただし、代理人申請の場合はすべて本人宛に『照会書及び回答書』を郵送し、登録の意思の確認を行いますので、即日登録はできません。

④ 代理人方式《即日登録になりません。郵送による照会のため数日かかります》

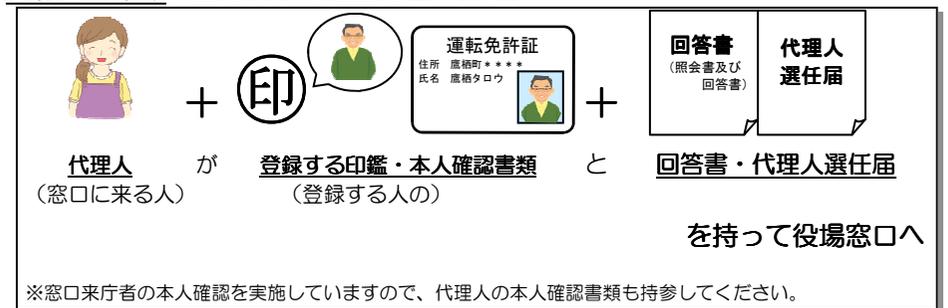
〈1度目の来庁：申請〉



を自宅に郵送します

登録申請を受付けた後、その申請が登録者本人の意思であることを確認するため自宅へ『照会書及び回答書』を郵送します。登録者本人が回答書記入後、回答書の持参を代理人に委任する場合は『代理人選任届』が必要です。(『照会書及び回答書』郵送時に同封します。)

〈2度目の来庁：登録及び印鑑登録証の交付〉



◆本人確認書類とは…

- ① 運転免許証や住基カードなど顔写真付きの証明書の場合は1点確認
- ② 健康保険証・年金手帳・福祉医療受給者証など顔写真なしの公的証明書の場合は2点確認
- ③ ②が2点ない場合は、②の証明書を1点と、法人等により発行された氏名の記載がある書類を1点確認